

# 岩内西小学校 いじめ防止 マニュアル



岩内西小学校 いじめ防止対策基本方針

# I. 基本方針

## 1. 岩内西小学校いじめ防止対策基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながらいじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることであり、その結果、深く傷つき、悩み、時には不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまうなど、いじめの問題への対応は学校の大きな課題である。学校は、教育委員会・家庭・地域と一体となって、その未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

そこで岩内西小学校では、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めるとともに、全ての教職員が「岩内西小学校いじめ根絶」のため指導実践ができるよう「岩内西小学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

## 2. いじめとは

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

## 3. いじめの基本的な認識

1. いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
2. いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
3. いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
4. いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
5. いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
6. いじめは学校・教職員にとっての重要課題である。
7. いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
8. いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
9. いじめは「いじめる側」「いじめられる側」だけではなく、「観衆」「傍観者」など周囲に児童生徒がいる場合が多い。
10. いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## Ⅱ. いじめの未然防止

いじめ問題において、その未然防止に取り組むことが最も重要である。そのため、いじめは「どの学級でも起こり得る」という危機感をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる学級づくりに取り組むことが必要となる。そしてすべての教職員が、子ども達の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃さずことなく早期に対応することが重要である。

### 1. いじめの動機と態様

#### (1) いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する 数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

#### (2) いじめの態様

- |           |            |        |       |
|-----------|------------|--------|-------|
| ・悪口を言う    | ・あぜける      | ・落書き   | ・物壊し  |
| ・無視       | ・陰口        | ・避ける   | ・ぶつかる |
| ・小突く      | ・命令        | ・脅かし   | ・性的辱め |
| ・授業中のからかい |            | ・仲間はずれ | ・嫌がらせ |
| ・暴力       | ・たかり       | ・使い走り  |       |
| ・噂流し      | ・誹謗中傷（メール） |        |       |

### 2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う学級・学校づくり

いじめの未然防止には、まず「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが必要である。そのため、教職員には子ども達のわずかなサインに気がつく感性と日常的にいじめを生まない学級づくりの実践力・指導力が必要となってくる。

### (1) 子ども達のわずかなサインに気がつく感性

- ・子ども達と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子ども達と場を共にする。
- ・子ども達一人ひとりの状況や健康・精神状態を把握し、気になったことは記録しておく。
- ・子ども達との対話を大切にするとともに、威圧的ではない親しみがあり相談しやすい人間関係の構築に努める。
- ・保護者、地域の情報を的確に捉え、子ども達の置かれている環境を把握する。

### (2) いじめを生まない学級づくり

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できる学級をつくる。
- ・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・子ども達が自分自身を価値ある存在と認め、「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所」となる学級をつくる。
- ・子ども達との人間関係を深め、話をしやすい、相談しやすい学級をつくる。

### (3) いじめを生まない学校づくり



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。互いに学級経営や授業、生徒指導等について話し合ったり、相談しあったり、気軽にかつ真剣に話ができる職場の雰囲気をつくっていくことが必要である。

そのためには、チーム部会、各特別委員会が組織として機能し、学校全体のさまざまな課題に教職員一体となって取り組む意識の構築とともに、岩内西小学校の児童を全員で指導するという意識を持たなければならない。

- ・教職員全員が、「いじめはゆるされない」という強い意思を持つ。
- ・教職員全員が、いじめ問題に対し危機意識を持つ。
- ・教職員全員が、すべての児童の指導にあたる「心の通い合う学校づくり」を推進する。
- ・教職員全員が、互いに認め合い、支えあい、助け合う職場づくりの構築に努める。



### 3. いじめの防止の実践

#### (1) 子ども達の主体的な活動

- ①清掃活動                      ②委員会活動                      ③クラブ活動
- ④集会活動                      ⑤学級会活動



#### (2) 豊かな心を育てる実践

##### ①道徳教育の充実

いじめの未然防止のためには、日頃から人間性豊かな心を育てる教育を実践していかなければならない。道徳の授業等を通して、学級の子ども達の実態に即し、他人を思いやる心や人を大切にする心を育てていくことが大切である。



##### ②体験教育の充実

体験教育は、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心等を学んでいく。岩内西小学校では、今後「福祉体験」「ボランティア体験」等の子ども達の心を揺さぶる活動をさらに展開していくことが求められる。

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| ・ 1年生 生活科（公園へ行こう） 等          | ・ 2年生 生活科（お店探検） 等 |
| ・ 3年生 社会（お店を調べよう） 等          | ・ 4年生 見学旅行 等      |
| ・ 5年生 宿泊学習 あげぼの学園交流 等        | ・ 6年生 修学旅行 等      |
| ・ 全学年 学級花壇、地域施設の利用、地域人材の活用 等 |                   |

#### (3) 保護者・地域への働きかけ

小学生のいじめ発見のきっかけは「保護者からの訴え」が最も多いことから、保護者・地域の方々との連絡を密にするとともに、情報を共有することが大切である。またいじめ問題には家庭・地域での関わりも多いことから、積極的に学校から家庭教育の大切さを発信していくことも大切である。

- |            |         |           |        |
|------------|---------|-----------|--------|
| ・ 授業参観     | ・ 学級懇談  | ・ 個人懇談    | ・ 家庭訪問 |
| ・ 学級通信     | ・ 学校だより | ・ P T A活動 |        |
| ・ P T A役員会 |         |           |        |

# Ⅲ. 早期発見

もしいじめが起こった場合、早期に発見することが、早期解決につながるものである。早期発見のために、日頃から教職員と子ども達との信頼関係を築いておくこと、相談できる環境を築いておくことが必要である。また、小学校では「いじめの発見のきっかけ」として、「いじめられた本人からの訴え」より「保護者からの訴え」が多く見られることから、保護者とのつながり・連携をもとに、保護者との信頼関係を構築していく必要がある。

## 1. いじめ発見のきっかけ

### 「いじめ発見のきっかけ」

学級担任の発見	小学校	約19%	(中)	約16%
本人からの訴え	小学校	約13%	(中)	約18%
保護者からの訴え	小学校	約41%	(中)	約34%

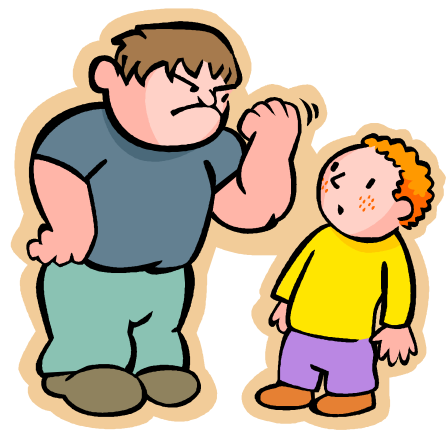
「いじめの発見のきっかけ」では、小学校において「保護者からの訴え」が約41%と最も多く。続いて「学級担任の発見」が約19%と続く。「本人からの訴え」が約13%と低く、小学校においては、保護者とのつながり、そして学級担任のいじめを見抜く目が重要であることがわかる。

## 2. 早期発見への手立て

### (1) いじめは大人の見えないところ

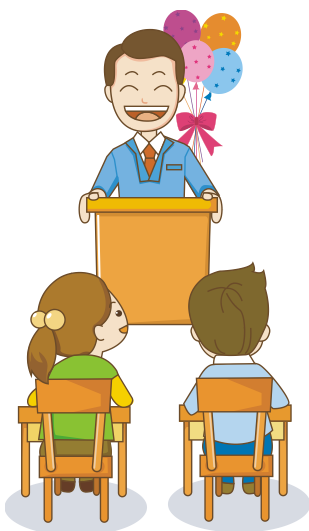
いじめの多くは、親や先生などのいないところ、見えないところで行われている。大人が目につきにくい場所や時間で行われていることが多い。大人が見ていないところで行われているからこそ、その実態や状況をすぐに把握することができない。また仮に大人が近くにいた場合でも、「遊んでいる」「ふざけあっている」「じゃれあっている」という言葉でいじめとは捉えにくい雰囲気を出す場合も多く見られる。

また、実際にいじめられている場合であっても、いじめられている子は、「親に心配をかけたくない」「訴えることが恥ずかしい」「訴えてもどうにもならない」「訴えたら仕返しをされる、これからが心配」などの理由から、いじめられている子本人からの訴えが少ない。



その結果いじめが表面化した場合、その根は深く、簡単にいじめ解決につながらないことが多く見られる。いかにいじめの早期発見が、いじめられている子、いじめている子を助けることになるかを認識し、教職員は常にアンテナを高く持って子ども達、保護者と向き合うかが重要となってくる。

## (2) 学級担任の目



小学校の学級担任は、登校から下校まで常に自分のクラスの子ども達と接している。それが子ども達との信頼関係の築き易さを作っていると同時に「慣れ」からくる「見落とし」の原因となることもある。学級担任は、授業中の子ども達の言動、休み時間の子ども達の動向、学級内のグループ構成、放課後の様子などを的確にキャッチすることによって、子ども達の間関係の把握に努める必要がある。また、普段の様子に変化が見られる子に対しては、積極的に話しかけ、子どもに安心感を与えると同時に保護者へ連絡し子どもの情報を収集することも大切である。

## (3) 教職員の目

いじめは大人の見ていない場所等で起きている。

登校時、中休み、昼休み、下校時、放課後等の時間では、全ての教職員が子ども達の様子に気をつけなければならない。全教職員が常に子ども達の様子に気づくアンテナを立て、少しでも気にかかることがあれば、学級担任、生徒指導係、教務、教頭等に連絡をし情報の共有を図ることが必要である。

子ども達に、いつでも「先生方が近くにいてくれる」という安心感、安全感を持たせることがいじめの未然防止、早期発見につながっていく。

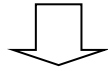


## IV. 早期対応

もしいじめが発見された場合、スピード感を持って早期に解決する必要がある。いじめられている子の苦痛を取り除くことを最優先とし、スピーディに的確に状況を把握し、指導方針・指導体制を確立し、解決に向けて教職員一体となって取り組まなければならない。また保護者・地域との連絡・連携を密にし、組織的に対応することが大切である。いじめという問題をいじめられている子一人に、抱え込ませないようにしなければならない。

### 1. いじめ対応の流れ

いじめの発見（学級担任から、教職員から、保護者から等）



#### いじめ防止対策委員会

##### 正確な状況把握

- ①いじめられている子、いじめた子、周りにいた子から個々に状況を聴取し、記録する。
- ②保護者からの情報をもとに正確に確認する。
- ③すべての教職員と情報を共有し、状況を正確に把握する。
- ④問題を軽視することなく、いじめの全体像を正確に把握し、問題点を明確化する。



##### 指導方針・指導体制の決定

- ①問題点から指導方針を明確にする。
- ②すべての教職員の共通理解、共通指導を図る。
- ③教職員の役割分担を行なう。
- ④教育委員会等の関係機関との連携を図る。
- ⑤保護者等へ指導方針ならびに具体的な取組を説明する。

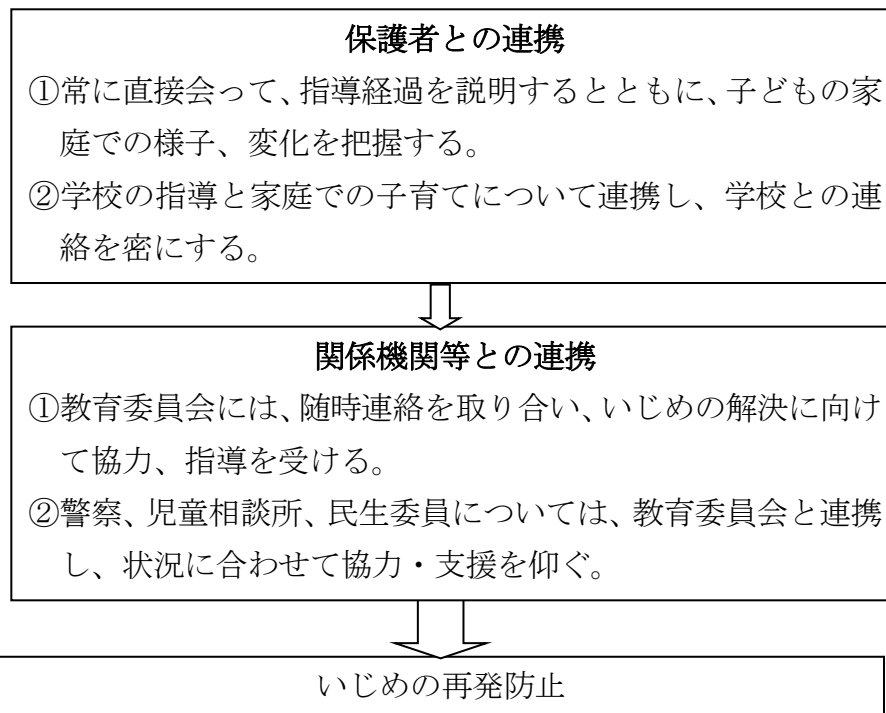


##### 子どもへの指導・支援

- ①いじめられている子どもの精神的・肉体的負担を取り除き、学級担任との信頼関係を再構築し安心感を持たせる。
- ②いじめた子どもに対して、いじめられている子の苦痛を感じさせるとともに、行なってきたことを振り返らせ、いじめは許されない行為であることを指導する。







## 1. いじめ発見時

### (1) いじめられている子、知らせた子の保護

いじめが発見された場合、まず最優先にいじめられている子を保護することが大切である。それと同時にいじめを伝えた子がいた場合も同様に保護することが必要となる。

そのためには、いじめられている子、知らせた子の聞き取りは、他の子に気づかれないよう場所や時間を配慮する必要性が出てくる。落ち着いて話ができる場所、周りに子ども達がいな場所、周りの子ども達がいな時間など、正確に話を聞き取るためには、まずいじめられている子、知らせた子が安心して話ができる環境作りが必要である。状況によっては複数で子ども達の話聞くことも必要である。

またすべての教職員が、いじめられている子、知らせた子を守るため、登下校時、休み時間、放課後等の組織体制を整える必要がある。



### (2) 事実確認と情報共有

事実確認では、いじめられている子に対し共感的立場を取り、安心して話ができるようにさせる。特にいじめられていると感じるまでに至った経過や心情、いじめられた実態、今の心情等を正確に聞き取る。また時には周りにいた子などからも話を聞き、いじめの事実確認を適切に行なう。保護者への対応は複数の教職員で行う。

得られた情報については、「いじめ防止対策委員会」で共有するとともに、職員会議等において全教職員で共有し、校長の指示のもと、教職員一体となって解決にむけて取り組む。

## 2. 具体的対応

### (1) いじめられている子

- ①事実確認をもとに、共感的立場でいじめられている子の心情を受け入れ、安心感と信頼感をつくる。
- ②「秘密を守る」「最後まで守る」「必ず解決する」ことを約束する。
- ③授業中、休み時間等、常に見守っている環境をつくる。
- ④保護者に対して、直接会って事実を報告する（複数対応）。
- ⑤保護者に対して、指導方針、今後の対応について報告し話し合う。（複数対応）
- ⑥家庭と連携し解決に向けて連絡を密にする。
- ⑦常に家庭から連絡を受けることができるよう信頼関係をつくる。

### (2) いじめた子

- ①事実確認をもとに、いじめた経過、状況、気持ちを整理させ、いじめられている子の苦痛や気持ちをわからせる。
- ②今後どのように接していったら、どのような言動を取ったら良いかを考えさせる。
- ③「いじめは許されない行為」であることを指導する。
- ④指導後、さらに隠れたいじめにつながったり、逆にいじめた子がいじめられる子になったりする場合も考えられるので、十分注意をはらって指導する。
- ⑤保護者に対して、正確な事実を説明する（複数対応）。
- ⑥保護者に対して、事の重大さを認識させるとともに「いじめは許されない行為」であることを伝える。（複数対応）
- ⑦保護者に対して、解決に向けて連絡を密にするとともに、いじめた子のこれからの成長に向けて連携して取り組むことができるよう信頼関係をつくる。

### (3) 周りの子

- ② 「いじめは許されない行為」であることを学級、学校全体に指導する。
- ②いじめが起きていた時、はやし立てたり、見て見ぬふりをするこも、いじめに関わったことになることを指導する。
- ③いじめを見たり、知った時は、勇気を持って先生や親に伝えることが必要であること指導する

## V. 再 発 防 止

いじめは大人の見ていない場所、時間に発生しやすい。仮にいじめが発見され指導・解決がなされたとしても、根本的な部分が解決されていないと、いじめは続き、次に発見された時には、とても大きな問題として表面化する。

いじめが発見され指導・解決がなされたとしても、引き続き十分な経過観察を行ない、常に危機意識を持つことが重要である。

特に学級では、いじめが解決されたことによって、子ども達の間関係が大きく変わったり、その解決の仕方によっては、教師に対しての不信感を持たせる場合もある。いじめられていた子に対しては今後も心のケアを大切にするとともに、いじめた子の様子や変化についてもしっかり見守ることが必要である。また周りの子ども達、学級内の友人グループなどの人間関係の変化について常に把握しておくことが重要である。

いじめは許されない行為である。それと同時にいじめは決してなくなる。という危機感を持って日々の指導にあたらなければならない。

① いじめが解決したと思っても、引き続き子ども達の様子を観察し、少しの変化も見逃さない。

**※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。**

### 【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### 【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

② 子ども達、一人一人との会話を大切に子ども達の今の状況や気持ちの把握に努める。

③ 学級すべての保護者との連絡を密にし、信頼関係の向上に努める。

④ いじめが起こった状況を振り返り、日々の実践に欠けていたところ、指導不足だったところを的確に把握し、今後の指導に生かしていく。

⑤ いじめが起こった状況、その対応を検証し、改善点を見出し、対応改善、組織改善に努める。